# 企画セッション

## ◆「聖地巡礼」としての知財法研究の可能性 ◆

**【概　要】**

「聖地巡礼」とは、宗教上の聖地・霊場を参拝して回ることを指すが、近年ではドラマ・アニメ・漫画の舞台を訪ねる行為もそう呼ばれている。法律学の世界にも聖地巡礼は存在し、たとえば著名な「宇奈月温泉事件」の石碑（富山県）は、法学関係者の間で知られるスポットとなっている。

本セッションに登壇する鶴田は、知的財産法事件の「聖地巡礼」をライフワークとしており、商標法「橘正宗事件」、不正競争防止法「勝烈庵事件」、著作権法「廃墟写真事件」など、多くの事件現場を訪問した。きっかけは、結合商標の類否判断に関する最高裁判例「つつみのおひなっこや事件」の宮城県仙台市を訪れた時であった。関係者から直接聞き取った証言を通じて、判決文には現れない背景事情や裁判官の心理を知ることができ、事件研究の新たな楽しさに気づく契機となった。

ところで、商標の類否判断に関する最高裁判例「氷山事件」は、商標の類否を「その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする」と説示している。しかしながら、実務や学説においては、その「具体的な取引状況」の実証的検証が十分に行われないまま議論が進むことも少なくない。

本セッションでは、鶴田が訪れた知財事件の現場（＝聖地）を題材に、こうした現地調査が「具体的な取引状況」の理解にどのような示唆を与えるのかを検討する。さらに、「聖地巡礼」的アプローチが、判例研究や法教育における新たな方法論としてどのように展開し得るかを議論する。

1．つつみのおひなっこや事件（最高裁第二小法廷　平成 20 年９月８日　平成 19 年(行ヒ)第 223 号 ）
「つつみのおひなっこや」が「堤」及び「つゝみ」と非類似とされた事例。
⇒ 判決文では語られない、関係者の証言を通じて分かった、最高裁判事が強い感情を示した背景と、結合商標の類否判断における影響を探る。

2．楠公・南湖事件（大審院第四民事部　昭和15年11月６日判決　昭和15年(オ)第564号）
「楠公」と「南湖」は非類似である（旧商標法２条１項９号）とされた事例。
⇒ 「氷山事件」判決文の元ネタとなる本件を取り上げ、「楠公」の楠木正成と「南湖」の松平定信という両名の歴史的背景に基づく「取引状況」の理解を試みる。

# 企画セッション

## ◆「聖地巡礼」としての知財法研究の可能性 ◆

３．HEAVEN 事件（知財高裁　令和５年１月 31 日判決　令和４年(行ケ)第 10090 号 ）
出願商標の第 43 類「ホストクラブにおける飲食物の提供」と引用商標の第 43 類「インドカレー・インド料理の提供」を役務類似と認定した事例。

４．EMPIRE STEAK HOUSE 事件（知財高裁　令和５年１月 17 日判決　令和４年(行ケ)第 10087 号）
出願商標「EMPIRE STEAK HOUSE」と引用商標「EMPIRE」は類似であるとされた事例。

⇒ 商標法４条１項 11 号に関するこれら２つの最近の裁判例における「聖地巡礼」から見える「取引状況」を検討する。

５．ぽんちゃん事件（知財高裁　令和７年３月 12 日判決　令和６年(行ケ)第 10090 号 ）
「ぽんちゃん」は、群馬県館林市のマスコットキャラクターの名称として著名ではないとして、商標法４条１項６号には該当しないとしたケース。

⇒ 商標法４条１項 11 号の事例だけではなく、商標法３条１項柱書、同法４条１項７号の適用における「聖地巡礼」的思考の展開可能性を考える。

**【講演者】**

● 鶴田　崇（弁理士法人秀和特許事務所　意匠商標部　弁理士）
略歴：慶應義塾大学法学部法律学科卒業。空調機器メーカー、都内特許事務所を経て現職。2020 年弁理士登録。日本弁理士会、日本商標協会に所属。発明推進協会「発明」誌において「聖知巡礼」シリーズを隔月連載中（筆名「四方田瑠津」名義）。

関連する主な業績：「商標登録第１号は、如何にして商標条例において第１号となったのか?」パテント第 77 巻第 11 号（2024 年）、日本弁理士会関東会講演「現地取材と商品実例で掘り下げる商標法事件」（2025 年）、はままつ知財研究会第 112 回知財問題研究部会講演「実例で見る令和５年改正商標法（他人の氏名・コンセント制度）」（2025 年）。

● ヴァイン　伸太郎（シチズン時計株式会社　知的財産部・進行役）
略歴：2017 年中央大学理工学部精密機械工学科卒業。同年シチズン時計株式会社入社。2022 年吉備国際大学大学院知的財産学研究科修士課程修了。2020 年より知的財産業務。2023 年より一般社団法人日本時計協会知的財産権委員会委員。

主な業績：「不正競争防止法における混同概念の拡張について―顕示的消費に着目したブランド事業保護―」修士論文（2022 年）、「消えたブランドは誰のもの？――ブランドヘリテージの盗用と商標法」FAB 第５号（2024 年）、「商品の改造と商標権侵害」マイクロメカトロニクス 70 巻（2025 年）など。